

# 柳川市へ転入された方へ

R5. 2. 13現在

柳川市役所 Tel.0944-73-8111

| 制度など  | 担当窓口<br>(直通番号)   | 転入されたとき必要な書類など  |
|---|--|---|
| 住基カード<br>個人番号カード<br>印鑑登録(市民カード)   | 1・2番 市民課<br>(Tel.77-8472)  | お持ちのカードの表面記載事項変更の手続きをしてください。住基カード・個人番号カードの方は、あわせて継続利用の手続きが必要です。(90日以内)<br>印鑑登録が必要な方は手続きをしてください。   |
| 国民健康保険<br>高齢受給者証(柳川市国保へ加入する70~74歳の人)<br>特定疾病療養受療証(国保の人)                 | 15番<br>健康づくり課<br>(Tel.77-8506)                                       | <b>マイナンバー関係書類※</b> などを持って新たに加入手続きをし、新しい国民健康保険証を受け取ってください。<br><b>前市町村発行の負担区分証明書</b> を持って手続きをしてください。<br><b>前市町村発行の受療証明(または受療証のコピー)</b> を持って手続きをしてください。  |
| 後期高齢者医療<br>子ども医療証(中学3年生まで)<br>重度障がい者医療証<br>ひとり親家庭等医療証                   | 16番<br>健康づくり課<br>(Tel.77-8503)<br>(手続きが遅くなると支給が遅れることがあります。ご注意ください)   | (県内) 前市町村発行の健康保険証、マイナンバー関係書類※<br>(県外) 前市町村発行の負担区分証明書、旧被扶養者・障がい・特定疾病の証明(該当者のみ)、マイナンバー関係書類※<br><b>健康保険証、マイナンバー関係書類または所得証明書</b> を持って手続きをください。障がい者医療証の場合、障がい者手帳が必要です。ひとり親家庭等医療証の場合、 <b>戸籍全部事項証明(謄本)</b> が必要です。また、県内から転入で、前住所地の認定済証明書をお持ちの方はご提示ください。 |
| 国民年金  | 17番<br>健康づくり課<br>(Tel.77-8503)                                       | 国民年金加入者や年金受給者は、 <b>年金手帳・マイナンバー関係書類</b> などを持って手続きをください。  |
| 妊婦健診<br>乳幼児健診<br>母子健康手帳交付   | 13番 A<br>子育て支援課<br>(Tel.77-8170)                                     | 4才未満の方は、 <b>母子手帳</b> を持ってお立ち寄りください。乳幼児健診の台帳や予防接種予診票などをお渡しします。<br>妊婦の方は妊婦健康診査補助券の差し替えが必要です。前住所地の母子手帳と妊婦健診補助券をお持ちください。  |
| 児童手当<br>児童扶養手当(ひとり親)<br>特別児童扶養手当  | 13番 B<br>子育て支援課<br>(Tel.77-8522)<br>(手続きが遅くなると支給が遅れることがあります。ご注意ください) | 請求者の <b>通帳、健康保険証、マイナンバー関係書類※</b> などを持って手続きしてください。<br><b>手当証書、通帳、健康保険証(借家の場合は賃貸借契約書)、マイナンバー関係書類※</b> などを持って手続きしてください。  |
| 保育所<br>認定こども園<br>幼稚園  | 13番 B<br>子育て支援課<br>(Tel.77-8523)                                     | 現在保育所・認定こども園・幼稚園を利用されている方、今後利用される方は窓口にご相談ください。<br>(手続きには <b>印鑑、保育を必要とする旨の証明書、マイナンバー関係書類※</b> が必要となります。)   |
| 介護保険<br>身体障がい者手帳・療育手帳<br>精神障がい者保健福祉手帳<br>自立支援医療(更生・育成・精神)<br>障がい福祉サービス等 | 12番<br>福祉課<br>(Tel.77-8516)<br><br>11番<br>福祉課<br>(Tel.77-8514)       | 要介護認定申請中、または認定済みの人は、 <b>前市町村発行の受給資格証明書、マイナンバー関係書類※</b> を持って手続きをください。<br><b>手帳、印鑑、マイナンバー関係書類※</b> を持って住所変更の手続きをください。<br>前市町村で利用していた方は、 <b>受給者証の原本、印鑑、保険証、マイナンバー関係書類※</b> を持って住所変更の手続きをください。<br>前市町村で利用していた方は、窓口にご相談ください。                         |
| 公立小中学校<br>就学援助  | 三橋庁舎 3階<br>学校教育課<br>(Tel.77-8863)                                    | ・登校日等の確認のため <b>転入する学校</b> へ連絡してください。<br>・転入先の指定学校以外の学校へ通いたい場合は、学校教育課へご相談ください。<br>就学援助を希望する場合は、市内小・中学校か三橋庁舎学校教育課へ <b>印鑑・通帳</b> などを持って手続きをください。   |
| 上水道<br>下水道  | 2階 上下水道課<br>(Tel.77-8596)  | 上水道給水開始、下水道使用開始の手続きをください。<br>インターネットでの手続きも可能です。   |
| 犬の登録事項変更  | 2階 生活環境課<br>(Tel.77-8485)  | 柳川市で犬鑑札の交換手続きをください。   |
| ゴミの出し方  | 2階 生活環境課<br>(Tel.88-8933)  | 転入届の際、市民課でパンフレットを渡します。  |



開始

※マイナンバー関係書類とあるものには、次のいずれかを持参してください。

- 個人番号カード
- 通知カードと運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードまたは特別永住者証明書、住民基本台帳カード(顔写真付)のいずれか
- 通知カードと医療もしくは介護の保険証、国民年金手帳、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書のうち2つ以上